

村上市空き家バンク移住応援補助金交付要綱

平成27年 3月20日

告示第98号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村上市空き家バンク事業実施要綱（平成23年村上市告示第480号。以下「空き家バンク」という。）を利用して市外から移住する者を支援するため、登録物件購入者に対し改修に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録物件 空き家バンクに登録した物件をいう。
- (2) 改修 住宅の修繕及び設備の整備に伴う工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 登録物件を購入する時点で市外に住所を置く者
- (2) 登録物件を購入後、登録物件に1年以内に居住した者又は居住予定の者
- (3) 登録物件を購入後、1年以内に改修を完了する予定の者
- (4) 申請年度内に改修を完了する予定の者
- (5) 申請者及び同一世帯員に村上市税の滞納がない者
- (6) 申請者及び同一世帯員が、この要綱による補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 登録物件の主要構造部、トイレ、風呂及び台所等の生活するために必要な改修又は耐震補強工事に要する経費
- (2) 市内に事業所を有する法人又は個人が施工する改修に要する経費
- (3) 改修する部分が市の他の補助金等の交付の対象となるものを除いた経費

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次の各号に定める額又は100万円のいずれか低い額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 市外から移住して住所を置く世帯が単世代で構成される場合、補助対象経費の3分の1以内の額
- (2) 市外から移住して住所を置く世帯が2世代で構成される場合、補助対象経費の2分の1以内の額
- (3) 市外から移住して住所を置く世帯が3世代以上で構成される場合、補助対象経費の3分の2以内の額

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、村上市空き家

バンク移住応援補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付申請をするに当たっては、消費税の申告義務のある者については、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱い）

第8条 市長は、第6条第2項の規定による補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付申請内容の変更等）

第9条 第7条の規定により交付決定を受けた者は、申請内容の変更又は中止をしようとするときは、速やかに村上市空き家バンク移住応援補助金変更・中止（廃止）交付申請書（様式第2号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の変更交付）

第10条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を変更交付するかどうかを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定を受けた者は、改修が完了したときは、速やかに村上市空き家バンク移住応援補助金実績報告書兼請求書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条第1項の規定により実績報告書の提出があった場合は、実績報告に係る書類の審査及び現地等の調査により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた後、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に

伴う報告書（様式第4号）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

村上市空き家バンク移住応援補助金交付申請書

年 月 日

村上市長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印
連絡先（電話） _____

村上市空き家バンク移住応援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を受けたいので申請します。また、審査に伴い市税等情報の閲覧に同意します。

登録番号		登録物件 所在地	村上市
改修費及び 補助金申請額	補助対象経費 (見積金額)	円	
	補助金申請額	円	
改修の内容			
改修予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
居住開始 (予定)日	年 月 日		
施 工 業 者	住 所	村上市	
	名 称 又は氏名		

※添付書類

- ①建物売買契約書の写し
- ②改修工事設計図等の写し
- ③改修工事見積書の写し
- ④その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第9条関係）

村上市空き家バンク移住応援補助金変更・中止（廃止）交付申請書

年 月 日

村上市長 様

申請者 住所 _____
(所有者) 氏名 _____ 印
連絡先（電話） _____

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、
次のとおり変更・中止（廃止）したいので、村上市空き家バンク移住応援補助金交付要綱
第9条の規定により申請します。

登録番号		登録物件 所在地	村上市
変更・中止（廃止）の内容			
変更・中止（廃止）の理由			
改修費及び 補助金額		変 更 前	変 更 後
	補助対象経費	円	円
	補助金額	円	円

※添付書類

- ①改修工事設計図等の写し
- ②改修工事見積書の写し
- ③その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第11条関係）

村上市空き家バンク移住応援補助金実績報告書兼請求書

年 月 日

村上市長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印
連絡先（電話） _____

年 月 日付け 第 号で補助金の（変更）交付決定を受けた事業について、次のとおり事業を実施したので、村上市空き家バンク移住応援補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を報告します。

なお、交付を認められた場合には、請求欄のとおり請求します。

登録番号		登録物件所在地	村上市
事業に要した経費	円		
補助決定額	円		
改修期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
居住開始（予定）日	年 月 日		

※添付書類

- ①改修工事に係る領収書又は請求書の写し
- ②改修後の写真
- ③その他市長が必要と認める書類

請求欄	請求金額		円		
	振込先	金融機関名	銀行 組合 支店 支所 金庫 農協 出張所		
		フリガナ			
		口座名義人			
	預金種別	当座 ・ 普通	口座番号		

※額確定後15日以内に支払います

様式第4号(第13条関係)

第 号
年 月 日

村上市長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印 _____
連絡先(電話) _____

消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号で補助金等の交付額確定を受けた
事業について、村上市空き家バンク移住応援補助金交付要綱第13条の規定に
基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助事業名 | |
| 2 補助金額(市長が補助金額の確定通知書により通知した額) | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | 円 |

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税割合相当額
が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額で
はない。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第9条関係)

様式第3号 (第11条関係)

様式第4号 (第13条関係)